

第4章

農業部門における黒人の経済力強化

——ワイン産業の事例——

佐藤 千鶴子

はじめに

民主化後の南アフリカでは、経済部門への黒人⁽¹⁾の進出を通じた「黒人の経済力強化」(Black Economic Empowerment: BEE)が大きな社会的要請であり、政治課題である。BEEは鉱業や漁業、国有企業など政府が強い規制権限をもつ産業において最も進んでおり、これらの産業では探鉱権や採掘権、漁業権(漁獲割当)の付与などの政策的手段を用いて、個々の企業に対して黒人の参入や進出を促す圧力が政府から課されてきた(Cargill [2010], Ponte and van Sittert [2007], Ponte et al. [2007], Southall [2007])。これに対して本章が考察の対象とする農業部門では、BEE政策は端緒についたばかりであり、政府による政策的介入が本格化する以前の段階にある。政府の規制権限が弱い農業部門において、黒人の参入や進出がどのような形で実現されつつあるのかを、南アフリカの代表的な農産物加工品であるワイン産業を事例に検討することが本章の目的である。政府の規制権限が強い産業においても、BEE政策の効果や課題は産業ごとに異なっている。たとえば漁業では、政府が許認可権を行使するだけではBEEを実現できないことが指摘されている(Ponte and van Sittert [2007])。他方、鉱業ではBEEが最も進んでいる一方で、探鉱権の供与にあたり担当省庁である鉱物資源省の役人による恣意的な運用が

行われていることや政治家による職権乱用の問題が指摘されている (Cargill [2010: 95-102], Marais [2011: 141-144])。このように一口に BEE といってもその実態は経済部門や産業ごとに異なっている。産業の特性や業界内部の主体の行動など産業内部の動向を分析することが必要であり、本章では農業部門の BEE 政策に加えて、ワイン産業独自の黒人支援策とその有効性についても検討する。

南アフリカの国内総生産 (GDP) に占める農業部門の割合は現在 2.4% (2010年) であり、1980年代と比べて半減、政治的移行が始まった 1990年 (4.6%) と比べても減少しているが、農産物の粗付加価値額自体は 219 億ランド (1990/91年度) から 1295 億ランド (2009/10年度) へと近年大きく増加している (DAFF [2012: 77-78])。背景には民主化後に農産物流通が自由化されたことで、北半球のヨーロッパ市場向けに果物や野菜の輸出が大幅に増加したことが関係している。とりわけワイン輸出は民主化後に急激に増加し、ワインは南アフリカを代表する輸出農産物加工品となった。オーストラリアやアメリカと並び「新世界」ワインに分類される南アフリカ産ワインの最大の輸出先はイギリスで、ドイツ、スウェーデン、オランダ、デンマークの順でヨーロッパ諸国が続く。南アフリカはワイン用ぶどうの栽培面積では世界第 12 位ながら、ワインの生産量においては第 8 位、世界のワイン生産量の 3.6% (すべて 2011年) を占める (SAWIS [2012: 27, 34])。ワイン産業はぶどう栽培農場とワイン醸造所が集中する西ケープ州の基幹産業であり、ワインツーリズムを含めて同産業は西ケープ州の被雇用者の 8.8% (2008年)、ほぼ 11 人に 1 人を雇用している (Conningarth Economists [2009: 30])。

南アフリカでは歴史的に商業的農業生産を担ってきたのは白人農場主であり、人種ごとに分断された土地所有制度を基盤とするアパルトヘイト体制のもとで、黒人生産者は商業的農業生産への参入を著しく制限されていた (佐藤 [2009], Lipton [1986])。なかでも西ケープ州のワイン産業は、白人による商業的農業部門の支配を象徴するような産業であった。政治的移行の開始とともに土地所有に関する人種制限が撤廃され、アフリカ民族会議 (African

National Congress: ANC) 主導政権誕生後には土地改革が導入されて、白人所有農地の30%を黒人に移転し、黒人新興農民を育成することが目標として掲げられた。土地改革は白人が独占的に担ってきた商業的農業部門への黒人の進出を後押しするための政策でもあった。しかしながら、黒人への土地移転は当初の想定どおりには進んでいないばかりか、黒人農民の育成という点でも成果はほとんど上がっていない。その理由としては、土地を取得した後の黒人農民への農業開発支援が不十分であることや、土地を取得する農民の適性・技術・経験の不足、土地の使用方法をめぐってしばしば住民間で対立・紛争が発生していることなどが指摘されている(佐藤 [2009], James [2007], CDE [2005], Hall ed. [2009])。

土地改革の限界が明らかになるにつれ、サトウキビ(CDE [2008])や羊毛(Kleinbooi [2009])、ワインなどの農産物ごとに存在する業界団体独自の黒人支援策や取り組みが注目されるようになった。白人農場主を中心とする農産物業業界側からの働きかけが増加した背景には、土地改革が進まないことに対する農村住民からの不満の高まりが政治的ポピュリズムに転化し、ジンバブウェ型の土地改革の実施へとつながることに対する恐れが一方にある(Greenberg [2006])。他方には民主化後、ANCによる政治権力の掌握が強化されるなかで、とくにムベキ政権誕生以降、南アフリカ経済界全体を対象とするBEE政策が具体化してきたことがある。BEE政策の圧力を感じつつ、それを先取りする形での黒人支援の枠組みが農産物業業界や農場主個人、個々の企業体によって作られ、取り込まれるようになったのである。

ワイン産業におけるBEE政策とその実態に関しては、主として事例研究の手法を用いて書かれた社会学者や政治学者による先行研究がある。Hamman and Ewert [1999]はワイン産業における初期の土地改革の事例を紹介し、Williams [2005]は南アフリカのワイン産業において中心的な位置を占めてきた南アフリカ・ワイン農民協同組合(Ko-operatieve Wijnbouwers Vereniging van Zuid-Afrika Beperkt: KWV)の転換過程を詳細に分析、Kruger [2008]やMcEwan and Bek [2009]はフェアトレードなどの倫理的取引とBEEに

ついて考察している。また、Du Toit et al. [2008] は民主化後のワイン産業の全般的な転換の問題がBEEに集約されてしまったことについて批判的に検討している。他方、民主化後のワイン産業に関する先行研究のもう一つの潮流として、流通自由化によるワイン産業の変容を分析した研究がある。おもに農業経済学者の手によるこれらの研究は、流通の自由化とともにワインの輸出が急増したことにともなって、栽培品種やワインの品質に関して質的転換が起こったことを論じている (Sandrey and Vink [2008], Ponte and Ewert [2007], Vink et al. [2004])。

流通自由化とBEEは民主化後のワイン産業を理解するための重要なキーワードであるが、先行研究の多くがいずれか一方に焦点を当てており、自由化後の変化とワイン産業への黒人の参入・進出の形態や内容について明示的に関連性を検討した研究はほとんどない⁽²⁾。これに対して本章では、BEEという政治的・社会的要請のもとでワイン産業への黒人の参入支援策が展開されているとしても、その具体的な内容や効果は産業独自の要因や構造によって規定されているとの視点に立ち、流通の自由化によるワイン産業の変化が黒人の参入のための条件やエンパワーメントの見通しをどのように広げたのか、あるいは狭めたのかを具体的に検討することを主眼におく。歴史的に白人農場主が担ってきた商業的農業部門への黒人の参入・進出が、政策（土地改革、BEE政策）の実施・未実施を背景に具体的などのような形で起こっているのかをワイン産業を事例に叙述し、農業部門における黒人の参入の形態と特徴、BEE政策の課題を考察する。

以下、第1節では民主化および流通自由化後のワイン産業の変容について国際市場の動向と絡めて論じ、黒人の参入への含意を検討する。第2節では民主化後のワイン産業における黒人支援策について、南アフリカ・ワイン産業信託基金 (South African Wine Industry Trust: SAWIT) の設立を中心とする初期の政策とBEE政策をふまえた形でのワイン業界再編の取り組みについて検討する。第3節ではワイン産業における黒人の参入形態について詳述し、各形態での参入がもつエンパワーメントの意味と課題について論じる。最後

に本章の知見をまとめたうえで、ワイン産業や農業部門にとどまらないBEE政策の問題とBEE実現のための課題を指摘する。

第1節 民主化後の南アフリカ・ワイン産業

1. 民主化および流通自由化による変容

現在、南アフリカを代表する農産物加工品であるワインは、西ケープ州を中心に北ケープ州とフリー・ステート州の一部で生産されている。その起源は17世紀半ばのオランダ東インド会社統治下のケープ植民地に遡り、同世紀後半にフランスからユグノー教徒が入植してきたことで生産が拡大していった(Kench et al. [1983], Vink et al. [2004: 229])。原料となるぶどうの栽培面積は2011年には10万568ヘクタール、ワイン生産量は8億3120万リットルに達している(SAWIS [2012: 5, 8])。

南アフリカ産ワインが輸出品として国際的な認知を得たのは、イギリスの植民地時代の一時期を除くと⁽³⁾、民主化後の過去20年ほどのことにすぎない。ヨーロッパからの入植者によって開始されたワイン産業は、20世紀初頭に結成された先述の南アフリカ・ワイン農民協同組合(KWV)によってぶどうの栽培面積やワインの流通が規制され、輸出も制限されていた。KWVには最終的に95%以上のぶどう生産者が参加し、政府からワイン産業の規制組織として法的権限を与えられたため強大な影響力をもつ生産者組織となった(Williams et al. [1998: 67-69])。KWV結成の目的はぶどう生産者に対して適正な価格を確保し、生産者を保護することであったが、KWVが最低価格を保証し、出荷するぶどうの量によって代金が支払われる制度はぶどうやワインの品質を向上させるインセンティブを欠くものであった。結果的に、ワイン産業は基本的に国内市場向けに大量の粗悪なワインを製造する産業となり、品質の高いテーブルワインを生産するのはコンスタンチア地方やステレンボ

ッシュ地方などの一部のエステート農場（ぶどうの栽培からワインの瓶詰めまで自前で行う農場）に限られることになった。1980年代には国際的な反アパルトヘイト運動の高まりを受けて南アフリカ製品の不買運動が広がったこともワインの輸出を阻んでいた（Vink et al. [2004: 232, 236], Ewert and du Toit [2005: 318]）。

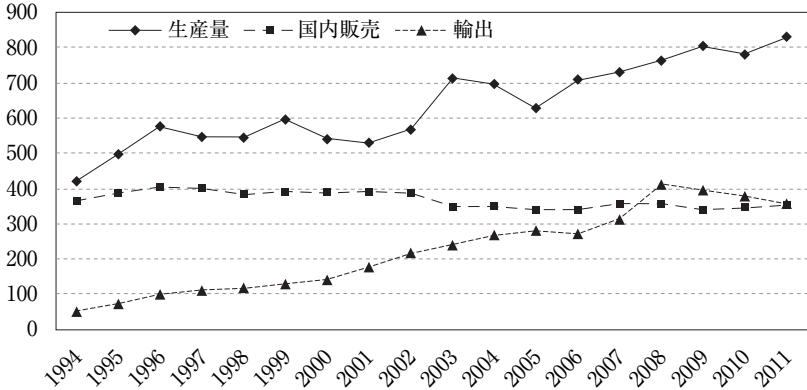
KWVを通じて一元的に管理・規制されてきたワインの流通制度は、民主化後の1997年に撤廃され自由化された。自由化を求める圧力は、1970年代初頭から品質の差別化を求めるエステートワインの生産者を中心に起こってきたが、流通改革が実際に進んだのは1990年代に入ってからだった。まず1992年にぶどうの栽培面積に関する割当制が廃止され（Williams et al. [1998: 73], Van der Merwe [2000: 13]）、1995年にはワインの最低価格保証制度が撤廃された（Williams [2005: 482]）。1997年になってKWVによるワイン輸出の独占が見直され、誰でもワイン輸出に参加できることになった（Ewert and du Toit [2005: 318]）。

流通制度の自由化後、ぶどうの栽培面積とワインの年間生産量は右肩上がりに増加した。前者は8万3717ヘクタール（1993年）から8万7310ヘクタール（1997年）、10万568ヘクタール（2011年）に、後者は3億9503万リットル（1993年）から5億4668万リットル（1997年）、8億3120万リットル（2011年）となった（SAWIS [2012: 5, 8; 2005: 9, 14]）。同時に1994年以降、国際的な南アフリカ製品の不買運動が終焉したこともあってワイン輸出が急増した。1993年にはワイン生産量に占める輸出の割合がわずか6.2%にすぎなかったのに対して、2000年には総生産量の26%まで伸び、2008年には53.9%と国内の販売量を上回った（SAWIS [2011: 26; 2005: 24]）。その一方で1990年代を通じて国内におけるワイン販売量はごくわずかしか伸びず、2003年にはむしろ減少した（図1参照）。

輸出が急増した理由の一つは、南アフリカ産ワインが国際市場において「新しいもの」だったからである。とりわけ民主化直後の時期には、「マンデラ・マジック」と呼ばれるように国際社会からの注目度が非常に高かった⁽⁴⁾。

図1 ワイン生産量・国内販売量・輸出量の推移

(単位：100万リットル)



(出所) SAWIS [2005; 2011; 2012] より筆者作成。

(注) ある年に生産されるワインがすべてその年に販売、輸出されるとは限らないため、国内販売+輸出=生産量とはならない。

同時期にイギリスや北欧諸国のワイン市場が拡大し、「新世界」ワインの売上げが伸びたことも南アフリカにとっては幸運だった (Anderson ed. [2004])。民主化直後の時期には目新しさによって南アフリカ産ワインが抱えていた品質の悪さは隠されていた (Ponte and Ewert [2007: 59])。しかしながらこの状況は長くは続かず、ワイン産業では輸出ブームから利益を得るためにさまざまな品質の改善努力が行われた。その結果、南アフリカのワイン生産は次の3点において革命的に変わった。

第1に、テーブルワイン (蒸留酒やブランデーの原料とならないワイン) の生産量が増加した。なかでも国際的に赤ワインに対する需要が拡大し、赤ワインの価格も高かったため、赤ワインの生産量が飛躍的に伸びた⁽⁵⁾。

第2に、栽培されるぶどうの種類が高収量品種から高価値品種へと移行し、後者の栽培面積が拡大した。1980年には六つの高価値品種 (カベルネ・ソーヴィニオン [Cabernet Sauvignon], シラズ [Shiraz], ピノタージュ [Pinotage], メルロ [Merlot], ソーヴィニオン・ブラン [Sauvignon Blanc], シャルドネ [Char-

donnay]) の栽培面積はぶどう畑全体の6.5%にすぎなかったが、1995年にはぶどう畑の19%、新規作付けの42.5%まで増加した (Vink et al. [2004: 237])。2011年には高価値品種の割合がぶどう畑の52.9%となっている (SAWIS [2012: 11])。

第3に、ワイン産業における担い手構造が変化した。ぶどうの栽培面積、ワイン生産量ともに1990年代半ば以降増加しているのに対し、ぶどう生産者は4646農家・農業経営体 (1996年) から3527農家・農業経営体 (2011年) へ2割以上減少した (表1参照)。生産者の規模でみると、出荷量が100トン以下の小規模生産者が2173農家・農業経営体 (2002年) から1461農家・農業経営体 (2011年) へと減少する一方で、出荷量1000トンを超える生産者は224農家・農業経営体 (2002年) から336農家・農業経営体 (2011年) へと増加している。つまりぶどう生産者については、小規模生産者の土地離れが起こっている一方で、大規模生産者への生産の集中化が起こった。

ワイン醸造所については逆の変化が起こっている (表2参照)。醸造所の総数が295事業所 (1996年) から582事業所 (2011年) となり、とくに個人や企業が経営する比較的小規模な個人醸造所が急速に増加した。他方で協同組合が運営する生産者醸造所は69事業所 (1996年) から52事業所 (2011年) に減少している。これについて Williams [2005: 477] は、1998年以降、ぶどう

表1 出荷量別ぶどう生産者数の推移

(単位: 農家および農業経営体)

年/出荷量 (トン)	1996	2002	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
1-100	n.a.	2,173	2,084	1,648	1,717	1,544	1,536	1,542	1,461
>100-500	n.a.	1,545	1,582	1,421	1,475	1,423	1,314	1,304	1,273
>500-1,000	n.a.	404	453	432	482	498	462	415	457
>1,000-5,000	n.a.	223	238	265	318	367	348	329	329
>5,000-10,000	n.a.	1	3	5	7	7	7	6	7
合計	4,646	4,346	4,360	3,771	3,999	3,839	3,667	3,596	3,527

(出所) SAWIS [2008; 2009; 2010; 2011; 2012], SAWIC [2007], Vink et al. [2004], Williams [2005], Ponte and Ewert [2007]より筆者作成。

(注) 1996年の内訳は不明。

表2 ワイン醸造所数の推移

(単位：事業所)

年	1996	2002	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
生産者醸造所	69	66	65	66	59	58	57	54	52
個人醸造所	218	349	495	477	481	504	524	493	505
醸造卸売企業	8	13	21	18	20	23	23	26	25
合計	295	428	581	561	560	585	604	573	582

(出所) 表1に同じ。

表3 ワイン商人数の推移

(単位：事業所)

年	1996	2002	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
卸売業者	46	70	70	n.a.	51	47	61	60	57
輸出業者	10	34	48	n.a.	70	71	41	40	44
合計	56	104	118	n.a.	121	118	102	100	101

(出所) 表1に同じ。

(注) 卸売業者には醸造卸売企業も含まれる。2006年の数値は不明。

調達の柔軟性を高め、ワイン銘柄と市場戦略を発展させるために協同組合醸造所の多くが合併したり会社組織に転換したりしたことを指摘している。

醸造卸売企業を含むワイン商人（バルクワイン買付業者）⁽⁶⁾については、輸出業者を中心に2008年のグローバル金融危機まで新規参入が増加する一方で（表3参照）、既存の大規模企業の再統合が起こった。1979年に経営統合し、その10年後に統合を解消していたステレンボッシュ農民ワイナリー（Stellenbosch Farmers Winery: SFW）社とディスティラーズ（Distillers）社が2000年に再合併し、ディステル（Distell）社（上場企業）という南アフリカで2番目に大きい酒類醸造卸売企業（ワインおよび蒸留酒醸造卸売企業としては最大）が誕生した（Ewert and du Toit [2005: 323]）。

2. 黒人の参入への含意

1990年代後半以降に起こったワイン産業の変容は、黒人の新規参入に関し

てどのような含意をもつだろうか。第1に、ぶどう栽培への参入については、自由競争のもとで小規模な白人農場主が淘汰される状況のなかで、新規の黒人ぶどう生産者は非常に困難な状況から出発しなければならなかったと考えられる。ワイン産業全体としては、民主化後、輸出の増加によって目覚ましい発展を遂げたが、ワイン生産量や輸出の増加はぶどう生産者に対して等しく利益をもたらしたわけではなかった。輸出が増加したにもかかわらず、生産者の収入が向上しなかったのは醸造所によるぶどうの買入価格が低迷していた一方で、ぶどう栽培にかかる経費が増加したためであると指摘されている（Conningarth Economists [2009]）。

第2に、個人醸造所の増加は、ぶどう生産者のなかで設備投資を行って農場に醸造設備を建設し、ぶどう栽培に加えて独自のワイン銘柄を創出して販売するという価値連鎖の上方へ進出した生産者がいることを意味する。ワイン銘柄の販売はぶどう栽培よりも利益率が高いとされ、南アフリカ産ワインの輸出の5割強（2011年）がパッケージ詰めされたワイン⁽⁷⁾であることから（SAWIS [2012: 26]）、輸出の恩恵を受けるためには国際市場で売れる銘柄を創出することがワイン生産者にとって重要な事業戦略となったのである。輸出業者を中心とするワイン商人（バルクワイン買付業者）の増加はこういったワイン産業におけるビジネスのあり方の変化を反映したものといえるが、土地を取得する必要がないため参入経費が比較的少ないと思われるワイン商人は、黒人にとってワイン産業への手っ取り早い参入方法となり得るかもしれない。

第3に、黒人の新規参入を取り巻く条件として、ワインの輸出は伸びたが、国内の販売量は横ばいしないし低迷し続けた点も重要である。国内のワイン消費者は歴史的に人口の10%程度しかいない白人が中心であり、その意味ではきわめて限られた市場である。人口の75%以上を占めるアフリカ人は麦芽ビールないし伝統的なソルガムビールを好む傾向がある。2000年以降の酒類の市場占有率をみても、第1位の麦芽ビールが42.9%（2000年）から46.1%（2010年）へ拡大したのに対し、第3位のワインは14.0%（2000年）から12.6

% (2010年) へ減少している⁽⁸⁾ (SAWIS [2011: 31; 2010: 30-31])。それに対して南アフリカ産ワインの主たる輸出先となったヨーロッパ市場、とくにイギリスでは1990年代にスーパーマーケットでのワイン販売が急速に伸びたことがワイン消費量の増加をもたらしており (Anderson ed. [2004])、黒人の新規参入者にとってもヨーロッパのスーパーマーケットが重要な潜在的なワインの販売先となった。黒人の新規ワイン生産者は、スーパーマーケット市場をめぐるグローバルな棚争いのなかでの競争を強いられることになったのである。

第2節 ワイン産業の黒人支援策と BEE

つぎにワイン産業への黒人の参入を支援する政策的取り組みとその制定過程について2段階に分けて検討する。第1が1990年代半ばにワイン産業固有の内的変化にともなって設立された信託基金の活動である。第2がBEE政策の展開にともなってワイン産業で開始された取り組みである。

1. 南アフリカ・ワイン産業信託基金の設立と活動

第1節でふれたように、南アフリカのワイン産業発展史の中心にはKWVが行使してきたさまざまな規制とぶどう生産者の保護策があった。規制の一環としてKWVは市場に出回るワインの供給量を調整し、その際に出る「余剰ぶどう」に対する独占的な使用権を得ており、余剰ぶどうを原料に強化ワイン(蒸留酒を加えてアルコール度を強化したワイン。ポートワインやシェリー酒など)、ブランデー、蒸留酒などを醸造し、卸売業者に売却したり輸出したりすることで資産基盤を拡大してきた⁽⁹⁾。ところが、1990年代に入り法律によって守られていた産業における中心的な位置づけを失うことになったKWVは、1996年10月、資本調達などにおいて制約の多い協同組合組織から

会社組織への変更を最高裁判所に申請することを表明した。これに対して当時のデレック・ハネコム (Derek Hanekom) 土地問題・農業相が条件として提示したのが、ワイン産業全体の振興と再編のための新たな信託基金の設立と10年間にわたり総額3億ランドを超える資金を基金に拠出することであった。KWVは1997年に会社組織となり、1999年初頭、ステレンボッシュに南アフリカ・ワイン産業信託基金 (SAWIT) が設立された (SAWIT [2010a: 16-17], Williams [2005: 482-483], Du Toit et al. [2008: 12-13])。

SAWITはワイン産業ビジネス支援委員会 (Wine Industry Business Support Committee: BUSCO) とワイン産業開発会社 (Wine Industry Development Company: DEVCO) という二つの下部組織を設立したが、このうち黒人の参入促進や農場労働者の生活向上のための事業支援を任務として与えられたのがDEVCOであった¹⁰⁾。SAWIT設立後10年間に行われたDEVCOの資金援助事業は4分野にわたる。第1は黒人が経営もしくは経営にかかわっているワイン企業 (「BEE ワイナリー」と呼ばれる) 支援であり、SAWITは全部で23のBEE ワイナリーに対して3年間にわたり金銭ないし非金銭的支援を行った。第2はぶどう栽培醸造学や経営学を専攻する黒人学生への奨学金支給およびフランスのブルゴーニュ地方やアメリカのワイン醸造地域での短期留學事業である。第3がNGOやコミュニティ組織への資金援助事業であり、西ケープ州の15団体に資金援助が行われた¹¹⁾。第4に西ケープ州に存在する13の農場労働者組合に対して、1994年以降の労働関連立法に関する啓発事業を実施するための資金援助が行われた (SAWIT [2010a: 10-14])。

2. 黒人の経済力強化政策とワイン産業転換憲章

SAWITによる黒人支援策はワイン産業固有の事情から生じたものであったが、2003年に政府が「広範な分野における黒人の経済力強化法」(Broad-based Black Economic Empowerment Act, Act No. 53 of 2003, 通称BBBEE法)を定めると、経済界全体において黒人の参入を促進するための動きが加速するこ

とになった。BBBEE法はBEE政策の第2段階として位置づけられる。白人が牛耳ってきた経済領域への黒人の進出という意味でのBEEは、民主化直前の1990年代初頭に子会社を黒人エリートに売却する形で白人大企業主導により始められた（BEEの第1段階）。しかしながら、1998年のアジア経済危機をきっかけに黒人株式所有企業のいくつかが倒産に追いやられたことやBEEの成果が少数の黒人エリートに限られていたことに対して労働組合などから批判が出た結果、BBBEE法が制定され、BEEは広範な人びとを対象とする政策となった。さらに、政府が許認可権の行使と公共事業の入札権を通じて、企業に対してBEEを強制する方針を明示したため、BEEは南アフリカで事業をする主体にとって重要な遵守事項となった（Cargill [2010], Marais [2011: Chap. 5], CDE [2007], Ponte et al. [2007]）。

BBBEE法は企業のBEE度を測定するための尺度として7項目にわたるBEEスコアカード（所有、経営支配、技能開発、優先調達、雇用均等、企業家支援、社会的投資）を導入し項目ごとの比重を定めたが、経済部門や産業ごとの特殊事情を勘案して、項目ごとの比重はセクターや産業ごとに決めることができるとした。農業部門では農業省が五つの農産物生産部門（穀物、綿花、砂糖、ワイン、牛肉）の代表者との協議過程を通じて「農業部門における広範な黒人の経済力強化」（通称AgriBEE）の枠組みの基礎を定めた（SAWIT [2010a: 6], DoA [2004]）。土地改革が量と質の両面において期待された成果を上げられていないなかで、農業部門への黒人の進出を支援するための枠組みがAgriBEEという形で具体化し始めたことについて、Williams [2005: 479]はBBBEE法により農業部門における黒人支援策の焦点が「土地改革からBEEに移り変わった」と述べている。BBBEE法により、「南アフリカの経済的転換=BEE」という図式が社会のなかで浸透していくことになった。

ワイン業界では2003年末にSAWITと南アフリカ・ワイン・ブランデー法人（South African Wine and Brandy Corporation: SAWB）が招集した会議によってBEE憲章制定過程が開始された（SAWIT [2010a: 6]）。SAWBはこの前年に業界内の2大企業であるKWV社とディステル社のイニシアチブにより設立

された業界団体であり、理事会は醸造所、流通業者（卸売業者と輸出業者からなるワイン商人に加えて、酒屋などの小売業者、輸送業者が含まれる）、ぶどう生産者、労働者の4部門の代表から構成された。会議開催時点ではワイン産業における黒人の所有率は1%に満たなかったとされる。2006年にSAWBは南アフリカ・ワイン産業評議会（South African Wine Industry Council: SAWIC）に再編され、SAWICがBEE憲章制定過程を引き継いだ¹²⁾（Williams [2005: 484], Du Toit et al. [2008: 17-18], Ponte and Ewert [2007: 12, footnote 4]）。

最終的に農業省が作成を進めていたAgriBEE憲章（AgriBEE Sector Charter, 2008年）に先立つ2007年11月、SAWICはワイン産業転換憲章（以下、ワイン憲章）を発表した。ワイン憲章は対象範囲をぶどう生産者、醸造所、流通業者と定め、7項目のスコアカードの比重と経営体の規模による遵守基準の両方について、すでに草案が公表されていたAgriBEE憲章と同一基準を採用した。つまり、比重についてはBBBEE法のBEEスコアカードと比べて技能開発と農村開発・貧困削減に関するポイントが高く設定され、雇用均等や企業家支援の点では低く設定されている（表4参照）。経営体の規模と遵守基準については、年間売上高3500万ランドを超える企業は7項目すべて、年間売上高500～3500万ランドの企業は4項目について遵守が求めら

表4 ワイン憲章とAgriBEEのスコアカード

（単位：ポイント）

指 標	AgriBEE およびワ イン産業の比重割合	BEE スコアカ ードの比重割合	(A) - (B)
	(A)	(B)	
所有（土地および株式）	20	20	0
経営支配	10	10	0
雇用均等	10	15	-5
技能開発	20	15	5
優先調達	20	20	0
企業家支援	10	15	-5
農村開発・貧困削減（社会的投資）	10	5	5

（出所） DAFF [2010], SAWIC [2007] より筆者作成。

れる¹³⁾。年間売上高500万ランド未満の企業は遵守を免除されることになった (SAWIC [2007: 2, 8])。

ここで問題となるのはワイン産業において憲章の免除規定がどれぐらいの範囲に及ぶのかということである。ワイン憲章は、「売上高の半分がワイン用ぶどうの売却によると仮定した場合、ワイン用ぶどうの生産で500万ランドを超える売上高を得るには500トンから2500トンを供給しなければならない」とし、「およそ80%にあたるワイン用ぶどう農場」が憲章の対象外となると述べている (SAWIC [2007: 9])。つまり年間売上高の少ない農家・農業経営体を免除することで、商業的農業部門の大多数をなす個人農場主が所有する農場の所有権の一部を黒人に移転することは対象外としたのである¹⁴⁾。他方、醸造所については、年間のワイン生産量が多い生産者 (協同組合) 醸造所や醸造卸売企業に加えて、年間の売上高が500万ランドを超える少数の個人醸造所も対象となると考えられている (SAWIC [2007: 18])。

ワイン産業は、業界内部の4主体 (ぶどう生産者、醸造所、流通業者、労働者) の代表者が SAWIC という場に一堂に会して BEE 憲章を制定し、BEE という政治的・社会的要請に取り組む姿勢を迅速かつ明白に打ち出した。だが、憲章が発表された翌年、SAWIC 会長が突然辞任を表明し、続いて業界内部のさまざまな組織を代表する理事のほとんどが辞任した結果、SAWIC が機能不全に陥り、ワイン憲章は実行機関を失って宙ぶらりんの状態となった (SAWIT [2010a: 7])。SAWIC 崩壊の真相は明らかにはなっていないが、ワイン憲章制定過程にかかわっていた SAWIT 元職員によれば、KWV 社やディステル社といった業界内で影響力をもつ大企業が離脱したことが直接的な原因である。離脱の原因については、ぶどう生産者 (白人農場主) と農場労働者の代表者間での対立の激化のために、両者が交渉の場に着くことができなくなったことが関係しているという¹⁵⁾。

ワイン憲章の実施過程は頓挫したままだが、AgriBEE 憲章をめぐる状況は進展しつつある¹⁶⁾。AgriBEE 憲章は現時点では罰則のない努力目標という位置づけだが、農業省は強制力をもつセクター規約に憲章を転換するための

法的整備を目下進めている¹⁷⁾。AgriBEE 憲章が法的強制力をもつようになれば、ワイン産業独自の憲章が存在しなくても、農業省は水利権や輸出入に関する許認可権を用いてスコアカードの遵守を強制することができるようになる。その結果、規約の対象となる比較的規模の大きい醸造所や醸造卸売企業はワイン輸出ができなくなる可能性がある。また、西ケープ州北西部の水資源に乏しいオリファンツ (Olifants) 川地区では、ぶどう畑の灌漑のために小規模ダム建設を新規に申請した農場主に対して、水問題省が水利権を農場主に与える際に労働者への株式の一部譲渡や経営参加などを条件として出した例がすでに複数存在している (VinPro and Nedcor Foundation [2004: 31-32, 37-38])。AgriBEE 憲章が規約になることでこういった慣行が他の地域に広がっていく可能性も十分にある。

さらに、黒人農家・農業経営体とどれだけ取引を行っているかが問われる優先調達指標を通じて、価値連鎖のなかで BEE の連鎖が起こることも考えられる。ぶどう生産者の代表組織であるヴィンプロ (VinPro) の BEE 担当者によれば、醸造所は取引先であるスーパーマーケットなどの小売業者から BEE 化を進めている生産者からぶどうを購入するよう求められている。その結果、本来ならばワイン憲章の対象外である小規模生産者に対しても、農場労働者の所有と経営への参加を通じて BEE 化を進めるようにという圧力が醸造所からかけられている¹⁸⁾。個々の生産者の BEE 化の形態については第 3 節で検討することとし、次項では BEE 政策の純粋型であるスコアカード遵守型 BEE の状況について述べる。

3. スコアカード遵守型 BEE の進展

ワイン産業では株式を上場している大企業が少なく、スコアカードを遵守すべき経営体がそもそも少ない¹⁹⁾。しかしながら、AgriBEE が努力目標にとどまっているにもかかわらず、BEE 政策の対象となる少数の企業では、2003年の BBBEE 法制定以降、着実に黒人集団 (コンソーシアム) への一部

株式の売却を通じたBEE化（本章ではこのような株式売買をBEE株取引と呼ぶ）が進められてきている。南アフリカ経済界におけるBEE株取引の多くが2003～2008年に実施されているが（SAIRR [2010: 336]）、ワイン産業における大企業のBEE株取引もこの時期に集中しており、大企業はAgriBEE政策の完成を待たずに、経済界全体にわたる政治的・社会的圧力という雰囲気の中で、政策を先取りする形でBEE化を進めてきたといえる。

ワイン産業における最初のBEE株取引は、BBEE法が制定された2003年にアングロ・アメリカン・グループの子会社であるアングロ・アメリカン農場社（Anglo American Farms）が所有するボシェンダル（Boschendal）エステートの株式の一部が黒人投資家を含む投資家集団に売却された事例である（Du Toit et al. [2008: 18]）。2004年には株式会社に移行したKWV社のBEE株取引が行われ²⁰⁾、2005年にはディステル・グループ子会社の株式の15%がディステル従業員、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）信託基金、黒人女性の投資会社であるウィップホールド（Wiphold）社に売却された（Distell [2010: 12]）。醸造所のなかでも黒人投資家や投資会社に対して株式の売却を行ったところがある（Ponte and Ewert [2007: 13, footnote 5]）²¹⁾。現在までのところ、こういったBEE株取引は象徴的な意義以上の成果を挙げているようにはみえない。だが、上述したような優先調達を通じたBEEの連鎖反応が起これば、これらの大企業はワイン産業全体の転換に大きな影響を及ぼす主体となる可能性を秘めている。

第3節 黒人の参入の二つの形態とエンパワーメント

SAWITが支援してきたBEEワイナリーは、土地所有の有無により二つの形態に分けることができる。本節では、農場や企業単位でのワイン産業への黒人の参入の現状や特質について、(1)土地を所有するBEEワイナリーと(2)土地をもたないBEEワイナリーに分けたうえで、民主化後のワイン産業の

変容や黒人支援策との関連性をふまえつつ詳述する。なお、本節で言及している事例は一部を除いて SAWIT の支援を受けており、南アフリカ産ワインの輸出振興団体である「南アフリカのワイン」(Wines of South Africa: WOSA) が刊行した BEE ワイナリーと黒人ワインメーカー(醸造者)を紹介する冊子『イテンバ(Ithemba:ズールー語で「希望」の意):民主化15年, ワイン醸造350年』(WOSA [2009])にも掲載されている。その意味では南アフリカのワイン産業のなかで相対的に存在感が認められた BEE ワイナリーといえる。

1. 土地取得型の参入——共同出資スキームと合弁事業——

ワイン産業への黒人の参入の最も初期の形態は、政府の土地改革を通じて行われた。民主化直後に導入された土地改革は、政府が補助金を支給することで黒人による土地取得を財政的に支援することを主軸としている(佐藤 [2009])。だが、土地の価格が相対的に高いうえに、苗を植えてから収穫が得られるまでの4年間は収入を得ることができないため、初期投資に対する見返りを得るのに時間がかかるぶどう栽培や果樹産業では、共同出資(share equity)スキームという独自の土地改革モデルが考案され、実施されてきた(VinPro and Nedcor Foundation [2004: 8])。ワイン憲章も、黒人がぶどう栽培やワイン醸造に新規に参入するのは初期投資に必要な資金や栽培・醸造技術面での知識と経験の欠如などの問題のため困難であり、事業として失敗する可能性が高いと述べ、既存の事業を継続しつつ黒人による土地所有の割合を増加することのできる共同出資スキームをワイン産業における土地改革モデルとして提唱している(SAWIC [2007: 20])。

共同出資スキームは合弁事業の一形態であり、このスキームのもとでは白人農場主と黒人農場労働者双方が出資して共同で農場経営を行う(Mayson [2003])。出資は現金、土地、農業機械や醸造設備などさまざまな形で行われる。たとえば農場労働者は土地改革による土地購入補助金を利用して農場の一部ないし全部を購入し、土地を出資金の一部とするほか、土地を担保に

銀行から回転資金を借り入れ出資金とすることができる。白人農場主は、所有する農場の一部を無料で提供する、トラクターなどの農業機械を提供する、あるいはワイン醸造設備の使用権を提供するといった形で資本提供を行う。農場経営やワインの醸造販売は農場主と農場労働者が共同で行い、事業を通じて得られる利益は資本の所有比率に応じて農場主と農場労働者の間で分配される。

ワイン産業における共同出資スキームの初期の事例として、エルジン (Elgin) 郊外に位置するタンディ (Thandi: コーサ語で「愛を育む」の意) が挙げられる²²。タンディは、南アフリカ森林公社 (South African Forestry Company Limited: SAFCOL) とデラスト (De Rust) エステート (ポール・クリューバー [Paul Cluver] ワインの経営母体) が所有する総計200ヘクタールの土地 (レバノン [Lebanon] 農場) を、SAFCOL およびデラストの労働者と地元の住民に対して売却する土地改革事業として1996年に始まった。この事業は SAFCOL, デラスト, レバノン・コミュニティ信託基金 (労働者と住民あわせて147世帯) の3主体が33.3%ずつ出資する形の合弁事業とされ、SAFCOL は土地、デラストは土地に加えてトラクターなどの農業機械の使用権と経営補助、レバノン・コミュニティは土地改革補助金を資本として出資した。それまで森林に覆われていたレバノン農場は開墾され、州政府農業省の支援を受けてエルジンで栽培が盛なりんごなどの果樹とワイン用ぶどうが植えられた。その後、事業の収益性を高めるため、収穫したぶどうとデラストから購入したぶどうからワインを醸造して「タンディ」という新しいブランド (銘柄) として売り出す事業 (タンディ・ワイン [Thandi Wines]) が2000年に新しく開始された。

レバノン農場とタンディ・ワインは事業組織としては別個のものとして、タンディ・ワインにはその後二つの農場 (いずれも所有者に黒人が含まれる) がぶどうの供給者兼出資者として加わった²³。2003年にタンディ・ワインはフェアトレード認証を得た世界初のワイン銘柄となり、その後タンディ事業の発祥地であり、原料のぶどうが栽培されているレバノン農場には、観光客がワインを試飲し、簡単な食事をするための設備も建設された。タンディ・

ワインのワインは隣接するデラストとステレンボッシュのワイン醸造卸売企業（ヴァンフルコ [Vinfruco]）で醸造され、後者は販売促進窓口の役割も果たすことになった。タンディ・ワインの醸造・販売業務はヴァンフルコの後継企業であるザ・カンパニー・オブ・ワイン・ピープル（The Company of Wine People）社に引き継がれたが、2009年10月にこの委託契約は終了し、タンディ・ワインの経営部門はザ・カンパニー・オブ・ワイン・ピープル社から独立した。

2000年代に入ると、政府の土地改革資金を受けずに、農場主が所有地の一部を労働者に与える形での合弁事業もみられるようになった。ウェリントン（Wellington）郊外に位置するトコザニ（Thokozani：コーサ、ズールー語で「祝い」の意）は、大手スーパーマーケット・チェーンの一つであるウールワース（Woolworth）創業者一家が経営するディマーズフォンテイン（Diemersfontein）ワイン・カントリー・エステートを母体に2006年に始められた²⁴。トコザニ責任者のスタッフズ（Denise Stubbs）氏によれば、トコザニには後継ぎとなる相続人をもたない創業家の現経営者ソネンバーグ（David Sonnenberg）氏の、没後に何らかの遺産を残したいとの願いが込められている。合弁事業の枠組みは、ディマーズフォンテインが土地の形で40%を出資し、黒人の投資家集団を募って30%に相当する金額の出資金を得たうえで、残りの30%の株式をディマーズフォンテインの労働者のなかでトコザニ事業への参加を希望する者に割り当てるという形で作られた。これは従業員に対するストック・オプション制度（報酬制度の一種で、役員や従業員があらかじめ決められた価格で株式を取得し、株価の高騰時に株式を売却して差額を得ることのできる制度）に類するものであり、少なくとも1年間勤続している労働者に対してディマーズフォンテインでの勤続年数や職階に応じて一定の株式が無償で与えられた。加えて、事業に参加する労働者には毎月の給料の2%分をさらなる株式の購入費用に充てることが求められた。参加した労働者は事業開始当初は35人であったが、2011年10月までにディマーズフォンテインの全労働者の半数にあたる75人に増加した。スタッフズ氏によれば、毎月の給料の2%を

出資金に充てることを条件とすることで、トコザニに参加する労働者に対して共同出資者の一員としての自覚と責任感の共有を求めているという。

トコザニはディマーズフォンテインから譲り受けた会議場の運営と「トコザニ」銘柄ワインの販売の2本柱からなっており、ディマーズフォンテインから寄付された土地を担保に銀行から資金を借り入れて、会議参加者のための宿泊施設を新たに建設した。トコザニ事業に参加した労働者の給料は引き続きディマーズフォンテインが支払っており、ワイン醸造はディマーズフォンテインの醸造所にトコザニが委託するという形をとっている。「ディマーズフォンテイン」銘柄のワインと区別するため、トコザニは品種単独のワインは販売せず、ブレンドワインのみを販売している。

農場主と労働者の合弁形態がさらに一体化した事業として、フランシューク (Franschhoek) 郊外のソームズ・デルタ (Solms-Delta) ワイン・エステートが挙げられる²⁵⁾。ソームズ・デルタはもともと3農場からなり、二つの農場の購入者がそれを担保に第3の農場を購入し、第3農場については所有者を農場の労働者および住人²⁶⁾とすることで、3主体(農場主2名、農場の労働者および住人の信託基金)が33.3%ずつ株式を所有する形となっている。ソームズ・デルタでは農場の考古学的調査や歴史的調査が実施され、その成果は農場内に建設された博物館に展示されている。展示物には歴代の農場主に加えて、奴隷や労働者として亡くなった人々の名前を刻んだ銘板も含まれており、こうした労働者の貢献を認めることがソームズ・デルタの所有権の3分の1を労働者に与えるという農場主の決断につながったという。ソームズ・デルタの場合、BEE銘柄として特別にワイン銘柄を創出するのではなく、「ソームズ・デルタ」銘柄で売られるワインの収益を3所有者間で分配するという方式が採用されている。

こういった合弁事業の特徴として、多くの場合に事業を始めるきっかけをつくるのが農場主であるということが挙げられる。タンディのように農場労働者が土地改革補助金を通じて土地を購入する場合でも、土地所有者である農場主の側から共同出資スキームが提案される場合が多い。そのためこうい

った土地改革モデルについては、農場主による土地改革補助金を利用した設備投資にすぎないという批判も存在する (Mayson [2003: 12])。また、ぶどうやワインの販売代金はさらなる土地の購入費用やぶどうの植え付け費用などの設備投資費や銀行からの借入金の返済に充てられるため、実際には配当金が支払われる事例は少なく、労働者にとっては事業の出資者 (所有者) であることの実益がみえにくいという問題もある (Du Toit et al. [2008: 24-25])。タンディ事業の始まりであるレバノン農場では、出資者に対して最初の配当金が支払われたのは事業を開始してから7年後のことであった。タンディ・ワインのほうはフェアトレード認証のおかげで最初から輸出が好調だったため、2008年のグローバル金融危機までは配当金が定期的に支払われていた。しかしながら、出資者の数が多いため、農場労働者1世帯が受け取る配当金は微々たる額にすぎなかった⁷⁾。さらに、共同出資スキームはスキーム自体が複雑で事業ごとに細部の取り決めが異なっているため、労働者やコミュニティの間でのスキームの理解度について疑問を呈する研究もある (Derman et al. [2010])。

だが、合併事業には労働者側にいくつかのメリットがある。第1に、農場主の農業機械や醸造設備を使用できるため、初期の設備投資費が安くすむ。生産経費の大部分を事実上、農場主が負担する場合もあり、トコザニでは親会社ディマーズフォンテインが労働者の給料を払っているし、ソームズ・デルタでは事業の運営費を出しているのは2人の農場主である。第2に、醸造するワインの品質を担保し、新規にワイン銘柄を売り出すための販売戦略の展開においても、農場主の既存のネットワークや経験を生かすことができる。タンディ・ワインはフェアトレード認証を得ることで国際市場において売り上げを伸ばすことができたが、フェアトレード認証を取得するという思いつき自体がデラスト所有者の発案であった (Kruger [2008: 90-91])。

労働者の経営参加をめぐる問題は、合併事業が農場労働者のエンパワーメント・モデルとして有効かどうかを判断する鍵となる。2000年代以降、ワイン産業における合併事業の数は増えてきているものの、産業全体からみると

労働者に農場の一部を売却したり、ワイン醸造販売事業の所有権の一部を譲渡したりしている事例はまだごく一部にとどまっている²⁸⁾。そんななかで労働者との合弁事業を始めた農場主は「進歩派」として特徴づけられる。デラストやソームズ・デルタでは、労働者の住環境の整備や教育機会の提供などの社会的事業の面でも農場主が積極的に改善を図っている。しかしながら、仮に合弁事業の長期的な目的が将来的に農場やワインの醸造、販売事業の経営・管理部門への黒人の登用を促していくことにあるとするならば、この点での成果は芳しいものとはいえず、実際に労働者が経営にかかわる事例はほとんどない。タンディ・ワインやトコザニでは外部から黒人の事業責任者が雇用され、彼らがブランドの顔としての役割を果たすとともに、農場主と労働者の間に入る人事担当者の役割も担っている。

実際に、合弁事業を実施していくうえでは農場主と労働者の間での信頼関係が常に緊張状態にあり、それは事業の継続性をも左右する。ステレンボッシュでは、ワインの売上金の配分をめぐる紛争がもととなり、農場主と労働者の間での合弁事業が解消された事例もある。この事業では、合弁が解消された後、労働者が単独でぶどう栽培とワイン醸造、販売を行うことになったが、事業経営にかかる費用をすべて単独で賄わなければならなくなった結果、土地購入の際に銀行から借り入れた資金の返済が滞るようになってしまい、最終的に労働者は借金返済のために農場を売却せざるを得なくなった²⁹⁾。国際的な認知度や売上高において数少ない成功例といえるタンディ・ワインは、2009年になってデラストやザ・カンパニー・オブ・ワイン・ピープル社といった既存の白人経営体への依存度を減らし、経営の独立性を高めるという決断をした。合弁事業自体が解消されたわけではないが、今後のワイン産業における黒人経営の成否や持続性を考えるうえでは、タンディ・ワインの展開を注視していかなければならないだろう。

土地取得型のBEEワイナリーのほとんどが合弁事業であるが、黒人家族がぶどう栽培農場を購入し、ワインの醸造販売を開始した例外的な事例としてステレンボッシュ郊外のムフディ(M'hudi: ツワナ語で「収穫者」の意)ワ

インがある⁹⁰⁾。2002年に23ヘクタールのぶどう農場を購入したアフリカ人家族はもともと都市で専門職の仕事をしており、農場の購入は長年描いてきた農場経営という「夢」の実現であった。ぶどう栽培においてもワイン醸造においてもまったくの素人であり、インターネットで知識を身につけながら、実践的にはぶどう栽培に関しては以前の農場主が雇用していた労働者の技能と経験が、ワインの醸造、保存、販売、流通に関しては隣接するヴィリエラ(Villiera) エステートを経営する白人家族の指導が不可欠であったという。ムフディは2007年からイギリスの大手スーパーマーケット・チェーンの一つであるマークス・アンド・スペンサー(Marks & Spencer)社にワインを卸しているが、取引のきっかけをつくってくれたのもヴィリエラだった。ムフディの事例は、正式に合弁事業の形をとっていなくとも、ワイン産業に黒人が参入していくうえでは既存の白人農場経営者とのネットワークや彼らからの技術的支援が重要であることを示している。

2. 非土地取得型の参入——ワイン銘柄ビジネス——

ワイン産業への黒人の参入の第2の形態は、土地を取得せずに、既存の醸造所(多くの場合に生産者醸造所)からワインを購入し、ブレンド、熟成、瓶詰めして、独自の銘柄として販売する「ワイン銘柄ビジネス」である。これはワイン生産の主たる2工程(ぶどう栽培、ワイン醸造)のうち第2工程のみに関与する事業形態であるが、黒人のワイン銘柄ビジネスは実働部隊がわずか1~2人にすぎない零細企業が多いため、ほとんどの企業においてすべてのワイン醸造過程(ぶどうの破碎、圧搾、発酵、ブレンド、熟成、瓶詰め)は既存の醸造所に委託されている。銘柄ビジネスは南アフリカ・ワイン産業情報システム(South African Wine Industry Information and System: SAWIS)の統計上はワイン商人に分類されると考えられるが(第1節表3参照)、いずれの黒人銘柄ビジネスも規模がきわめて零細であるため、SAWIS統計ですべて把握されているかどうかは不明である。SAWITとは別にBEEワイナリーに対し

て改良普及サービスを行ってきたワイン産業開発協会 (Wine Industry Development Association: WIDA) が独自にまとめたリストには、2010年半ば時点で50件のBEE ワイナリーが記載されている。このうち16件は土地を所有してぶどう栽培を行い、ワイン銘柄を所有・販売する事業 (前項でみた参入形態) であるのに対し、34件がワイン銘柄のみを所有・販売する事業、つまり銘柄ビジネスであり、後者の形態での参入がより多くみられることがわかる³¹⁾。

土地や醸造所という資産をもたないがゆえ、銘柄ビジネスは比較的参入が容易であると考えられる。だがその反面、ワインの生産工程に実質的にはほとんど関与しないため、事業からの退出も早いというのが現状であり、WIDA リスト上の銘柄ビジネスのいくつかはすでに事実上廃業ないし休業している。たとえば黒人によるワイン銘柄ビジネスの先駆けであり、2003年に設立されたリンディウエ (Lindiwe: ズールー語で「訪れを待っていた人」の意) ワインは、黒人銘柄ビジネス第1号として事業の開始にあたり黒人企業を支援する「全国エンパワーメント基金」(National Empowerment Fund: NEF) から300万ランドの補助金を得たほか、業界誌『ワインランド』(WineLand) においても「画期的なエンパワーメント・ワイン」として取り上げられるなど (Du Plessis [2005]), その始まりは幸運と祝福に満ちていた³²⁾。ところがリンディウエ・ワインは「リンディウエ」銘柄で複数のワインを発売したものの、操業2年目から回転資金不足に陥り、わずか5年ほどで新規のワイン生産ができなくなり廃業に追い込まれた。リンディウエ・ワインの元販売責任者によれば、NEFからの補助金は単年度内に使い切らなければならないという条件がついていた。2年目以降の資金繰りの見通しが困難であったことに加えて、このことは体制が整っていない初年度に多額の補助金を受けたことがリンディウエ・ワインにとって事業の健全な発展を歪ませた可能性があることを示唆している³³⁾。

2000年代半ばに相次いで誕生した黒人銘柄ビジネスのなかには、ウィメン・イン・ワイン (Women in Wine)、アフリカン・ルーツ・ワイン (African Roots Wine)、セスフィキレ (Ses'Fikile: コーサ語で「自分たちの流儀で参入し

た」の意) ワイン, レモゴ (Re'Mogo: ツワナ語で「ともに立つ」の意) ワインなど現在でも事業を継続しているところももちろんある。こういった比較的早い時期の銘柄ビジネスの創業者には, ワイン醸造や企業経営に関する知識や経験をほとんどもたない人々が多かった。銘柄ビジネスに参入する以前の職業は教員や公務員, 酒類醸造企業社員, NGO 職員などさまざまであるが, 多くの場合に農場労働者やワインメーカーなどぶどうの栽培やワイン醸造の過程に関係した職業には就いていなかった。なかには銘柄ビジネスを始めるまでは, ワインを飲まなかった人すらいる。

何ら接点のないワイン産業への参入動機については, 同産業が西ケープ州の基幹産業であることに加えて, 自分たちが育ってきた環境とワイン産業が自らを売り出しているイメージとの隔たりを挙げる人もいる。セスフィキレ・ワイン創業者の一人は次のように言う。

(私がワイン銘柄ビジネスをしようと思ったのは) ワインの矛盾に興味を惹かれていたからよ。私が育ったタウンシップの家では, 兄がワインを飲むといつも(酔っばらって)大惨事(havoc)を引き起こしてた。だから私はワインなんか嫌いだった。だけどその一方でメディアではワインはいつも洗練された飲み物として描かれている。この違いは何なのかってずっと気になったの³⁴。

また, 販売戦略としてワイン銘柄に物語性をもたせることで差別化を図ろうという意識をもっている企業家が多いのも特徴である。セスフィキレ・ワインは, ケープタウンのタウンシップ(ググレトゥ [Gugulethu], カエリチャ [Khayelitsha]) で育った4人の女性が創った企業のワイン銘柄であることを前面に打ち出した販売戦略を展開した³⁵。アフリカン・ルーツ・ワインが販売している「セブン・シスターズ (Seven Sisters)」銘柄ワインは7姉妹の名前にちなんで名付けられており, 姉妹それぞれの性格とワインの風味が関連づけられているほか, 裏ラベルには7姉妹が育った西ケープ州沿岸部の小さ

な漁村の話が記されている³⁶⁾。ウイメン・イン・ワインも女性が起こしたワイン企業であることを社名で明確にしており、販売戦略としても女性が所有・経営する企業であることを前面に打ち出している³⁷⁾。

ワイン醸造や品質について専門的な知識や経験を有しない黒人企業家にとっては、ワインの仕入れ先である醸造所と良好な関係を築けるかどうかが決定的に重要となる。セスフィキレ・ワインはもともと醸造所との合弁銘柄として起業したが、醸造所がアメリカ企業に買収され、後者は合弁事業の継続を望まなかったためワインを入手できなくなり、事業が始まって数年のうちに廃業せざるを得ないという憂き目にあっている。2009年になってセスフィキレ・ワイン創業者の一人が同じ会社名で銘柄ビジネスを再興したが、そのためにワインを売ってくれる醸造所を見つけることは容易ではなかったという³⁸⁾。レモゴ・ワインも現在の醸造所とワイン購入契約を締結する前に少なくとも二つの醸造所に打診をしたが、ワイン購入量などの面で折り合いがつかなかったため契約を結ぶことができなかった³⁹⁾。

黒人銘柄ビジネスと醸造所の間には存在する緊張関係は、究極的には前者が品質や風味を含めて独自のワイン作りにどこまでこだわり、事業の自立性を維持しようとするのかという問題に集約される。独自の醸造設備をもたない彼らは、ワイン醸造工程を基本的に醸造所に委託せざるを得ないため、銘柄名は自分たちが所有していても、自分たちが販売している商品の生産過程に直接的にかかわることができない。既存の醸造所が旧来の白人による支配的な構造を維持している状態においては、黒人の新規参入者であるということ自体が不利益に働くことに加えて、企業体の規模として零細で年間のワイン販売量も小規模なため、醸造所にとって大口顧客となることが不可能であることも彼らの立場を弱くしている。SAWIT [2010a: 10-11] は、製品の決定やワインのスタイル、種類などに関する影響力やかかわりがきわめて薄いことを黒人銘柄ビジネスの問題点として指摘したうえで、そういった彼らの弱点につけ込んで、醸造所のなかには一番質の悪いワインを黒人企業に売りつけようとするところもあると述べている。

だが、2000年代半ばに参入した企業家とは異なるタイプの黒人銘柄ビジネスも存在する。第1のタイプは既存のビジネスの新たな展開としてワイン販売に乗り出した企業であり、例としてググレットゥ・タウンシップで精肉・レストラン業を営む傍ら不動産開発も手がけるングツァウゼレ (Mzoli Ngcawuzele) 氏のムゾリズ・ワイン (Mzoli's Wines) や空き瓶リサイクル企業を営むグリーン (Malcolm Green) 氏の息子が創業したル・リック・マル・ワイン (Le Ric Mal Wines) が挙げられる。前者は2000年にレストラン業と組み合わせるものとして自らの銘柄のワイン販売を始め、後者は2008年に会社の二代目が新たに始めた事業として銘柄を立ち上げワインを売り出した⁴⁰⁾。

第2のタイプは、ワイン醸造や販売についての専門的知識や経験を身につけた人物が始めた企業であり、例としてハワード・ブーイセン・ワイン (Howard Booysen Wines) とリビイズ・プライド・ワイン (Libby's Pride Wines) が挙げられる。ハワード・ブーイセン・ワイン創業者は西ケープ州立農業学校でワイン醸造学を学んだ後、経験豊かなワインメーカーのみが招待に基づいて会員となることのできる同業者組織 (ケープ・ワインメーカーズ・ギルド [Cape Winemakers Guild]) の訓練生第1号に選ばれ、3年間にわたりさまざまな醸造所でワイン醸造技術を習得した。通常、ワインメーカーは醸造所で働く専門技術職であるが、ハワード・ブーイセン・ワイン創業者は醸造所に雇用されるのではなく、自ら銘柄を立ち上げて販売する道を選択した⁴¹⁾。リビイズ・プライド・ワイン創業者はリンディウエ・ワインで販売責任者を務めていた人物であり、リンディウエ・ワイン時代の経験と人脈を活かして醸造所とワインの委託生産契約を結び、自銘柄ワインの販売を開始した⁴²⁾。ただし、両者は2009~2010年に参入したばかりであり、事業を開始してから日が浅いため、初期の参入者とは異なる展開を図れるかどうかを判断するのは時期尚早だろう。

3. BEE ワイナリー間の競合と販路の拡大

本節では、農場や企業単位でのワイン産業への黒人の参入の形態と背景について土地所有の有無により二つに分けて叙述してきた。実は、両者は販路をめぐる競合関係にあり、そのことがBEE ワイナリー間での対立をもたらし、業界内でBEE ワイナリーとして共同戦線を張ることを妨げている。ワイン産業におけるBEEの問題点として、最後にBEE ワイナリー間の競合と販路拡大の可能性について論じる。

共同出資スキームにせよ、銘柄ビジネスにせよ、BEE ワイナリーの多くが販路として輸出市場を狙っている。その理由は二つある。第1に業界大手のディステル社やKWV社が国内市場の7割以上を独占し、ほかにも数多くのエステート銘柄が存在するなかで、国内市場に新規参入することがそもそも難しいことが挙げられる。さらに黒人企業であるがゆえの困難として、人種を問わずBEE ワインを品質的に劣ったものとしてとらえる偏見が国内に根強く存在するという事実もある。南アフリカの銘柄ワイン消費市場はもともと人口的に少数派の白人を対象としたものであり、白人消費者のなかには正確に発音できないアフリカ言語名の銘柄のワインを購入することに対して抵抗感をもつ人々が少なからずいる⁽⁴³⁾。拡大しつつある黒人中間層に目を向けてみても、最大の黒人タウンシップであるソウェト初のワイン専門店経営者であり、ソウェト・ワイン・フェスティバル⁽⁴⁴⁾主催者の一人でもあるモンツイブ(Mnikelo Mongciphu)氏は、顧客である成功した黒人実業家(しばしば「ブラック・ダイヤモンド」と称される)の多くが既存の有名ワイン銘柄を好み、BEE 銘柄に対しては興味を示さないと述べている⁽⁴⁵⁾。

国内市場よりも輸出市場をめざす第2の理由は、ワインや食品の国際的な見本市への参加費補助など輸出市場開拓のための販売促進活動に対しては公的支援が存在し、比較的得やすい状況にあるということである⁽⁴⁶⁾。ワイン生産国間および銘柄間の競争も激化しているがゆえ(Anderson ed. [2004])、見

本市に参加しただけで顧客がすぐみつかるというわけではないが、フェアトレードなどの倫理的取引市場が存在することも BEE ワイナリーにとっては国内市場に比べて輸出市場が魅力をもつ要因となっている。

ただし、フェアトレード認証を取得し輸出市場での売り上げを伸ばすことのできたタンディ・ワインを除くと、BEE ワイナリーの事業収益性はいまだ低いレベルあるいは赤字経営にとどまっている。その理由として SAWIT [2010a] は、明白な市場戦略をもち、国ごとの市場特性の違いを理解している BEE ワイナリーがほとんどないことを指摘している⁽⁴⁷⁾。トコザニヤソームズ・デルタのように既存の白人エステートの後ろ盾がある場合や、黒人企業であってもすでに他分野で成功しているムゾリズ・ワインヤル・リック・マル・ワインの場合は、ワインによる収益が低くても中長期的な事業として継続していくことができるだろう。だが、零細企業である多くの銘柄ビジネスには中長期的な利益を待っている余裕はない。

販路をめぐる競合関係は、BEE ワイナリー間での対立の火種ともなっており、銘柄ビジネスと共同出資スキームの間ではエンパワーメントの対象・受益者となるべきはどういった人々かという問題をめぐってしばしば緊張関係が生まれている。前者が起業家精神に富む自分たちこそ政策的支援を受け、エンパワーメントの模範となるべきであると主張するのに対し、後者はワイン産業のなかで歴史的に権利を最も剥奪されてきた農場労働者を対象とし、かつ事業の恩恵を受ける人々の数がより多いとして同事業こそ真のエンパワーメント・モデルであると主張する⁽⁴⁸⁾。両者の対立は WOSA に割り当てられている BEE 振興予算の配分などをめぐって起きているが、増加しつつあるとはいえ、ワイン産業全体からみれば黒人の参入が低いレベルにとどまっていることを考えると、農場労働者か黒人企業家かという二者択一的な考え方は建設的とはいえない。農場労働者は共同出資スキームへの実質的な経営参加という面でさらなる支援が必要であるし、銘柄ビジネスを営む黒人企業家の多くが事業の継続性や収益について非常に危うい状況にある。第2節でワイン憲章の実施が労使対立を背景に頓挫したことにふれたが、BEE ワ

イナリー間の競合問題はBEE政策の対象となる人々の間ですらエンパワーメントの手段や形態をめぐって合意形成が困難であることを示している。

2000年代半ばに参入し、かつ今日まで継続ないし再起した初期の銘柄ビジネスのなかには、複数の同業者が休業したり廃業したりする様子を目撃するうちに事業の持続可能性について危機感を募らせ、新たな展開を模索し始めたところもある。銘柄ビジネスは、土地を取得する見込みが限られているなかで、黒人にとってワイン産業に参入する近道であった。しかしながら、ワインの生産工程にかかわる資産（ぶどう栽培農場、醸造所）を所有していないことが、自銘柄ワインを販売する際に大きな不利益となることが徐々に明らかになり、彼らの多くがぶどう栽培農場の取得を希望するようになっていく。その理由は第1には、国外の輸入業者に対して、ぶどう栽培農場というワインの生産工程にかかわる資産の一部を実際に示すことが経営上きわめて重要であると考えられるようになったからである⁴⁹。第2に、タンディ・ワインの成功によりフェアトレード認証を取得することへの関心が高まっているが、認証を取得するためにはワインの原料となるぶどうの供給源を特定できなければならない、ぶどう栽培農場を所有し、ぶどうの供給源とすることでこの条件を満たすことができるからである⁵⁰。

BEE ワイナリーにとって、既存の大企業や有名銘柄との販売市場をめぐり競争から抜け出すためのもう一つの方法は、おそらく国内のニッチ（隙間）市場を狙うことだろう⁵¹。すでにこの戦略をとっている銘柄ビジネスもある。ムズリズ・ワインはもともとタウンシップ内の大衆酒場（シビーン [she-been]）を主たる市場としており輸出市場へは進出していないが⁵²、国内のニッチ市場であるタウンシップ内の大衆酒場は創業者がタウンシップに居住するレモゴ・ワインやセスフィキレ・ワインの販売戦略にも上っている。国内の小売業者（スーパーマーケット、レストラン）との取引関係をすでにもっているル・リック・マル・ワインやリビーズ・プライド・ワイン、ハワード・ブーイセン・ワインは国内市場と輸出市場の両方を視野に入れた販売活動を実施しており、今後はこういったニッチ市場から出発して、国内市場で存在

感を打ち立てることのできる BEE ワイナリーが出現する可能性もある。

おわりに

本章では西ケープ州のワイン産業を事例に、農業部門への黒人の参入がどのような形態で起こっており、それが南アフリカの政治的・社会的要請である BEE 政策や BEE の目標とどのように関連しているのかを検討してきた。さらには、黒人の参入を取り巻く外的環境として、民主化以降の流通自由化にともなうワイン産業の変容、具体的には南アフリカのワイン産業が成長する輸出産業となったことやぶどう生産者の集中化が進展してきたことも検討した。流通自由化にともなうワイン産業の変容や BEE 政策の展開は、黒人の参入とエンパワーメントについて三つの直接的、間接的影響を及ぼしてきたといえる。

第 1 に、流通自由化によりワイン産業が成長する輸出産業となったことは、人種を問わず新規参入を促進する要因となったと考えられる。もともと白人向けの小さな国内市場だけを対象としていたならば、ワイン産業に関する知識や経験をもたない人々が新規参入するよう動機づけられることはなかっただろう。民主化と自由化によって目の前に出現した輸出市場、そして西ケープ州のワイン産業が華やかで魅力ある基幹産業として生まれ変わったことが、黒人企業家にとって銘柄ビジネスという新たな事業に参入する動機づけとなった。ワイン醸造の大部分を担ってきた生産者醸造所にとっては、小規模な個人醸造所が増加したことで競争が激化し、新規に参入した黒人商人（銘柄ビジネス）が新たに潜在的な顧客、取引相手となったわけである。

第 2 に、流通の自由化は、南アフリカのワイン産業において量よりも質を重視する傾向をも生み出したが、そのことは単なるぶどうの栽培のみならず、ワイン銘柄の新規創出を中心とする事業モデルの展開へとつながった。ワインの品質はぶどうの品種やワイン銘柄と関連づけられるため、瓶詰めされた

独自の銘柄ワインを所有・販売することが南アフリカのワイン産業で重要な経営戦略となったのである。それゆえ、ワイン産業の土地改革モデルとして導入された共同出資スキームでは、ぶどうの栽培のみならず自銘柄ワインの生産・販売が重要な構成要素として含まれることになった。自由化とともにぶどう生産者の集中化が進み、比較的小規模な生産者の土地離れが起こりつつあるなかで、ワイン産業ではぶどう栽培とワイン販売を組み合わせなければ事業としての持続性が立ちゆかなくなりつつあるのである。

第3に、農業部門においては政府によるBEE実現のための政策的介入が鉱業や漁業などと比べて低いレベルにあるにもかかわらず、従来、白人が支配してきたワイン産業における黒人の所有と経営参加の度合いは少しずつではあるが増えてきている。とりわけ2003年のBBBEE法制定後、KWV社やディステル社などの大企業の株式の一部が黒人投資家集団に売却され、政府が推進するBEEがワイン産業でも起こりつつあるほか、「進歩的な」農場主による共同出資スキームが増加し、銘柄ビジネスに参入する黒人の経歴も多様化しつつある。第2節で検討したように、AgriBEEがセクター規約となり法的強制力をもつようになれば、否応なく共同出資スキームを実施しなければならなくなる農場主も増えるだろう。

南アフリカのBEE政策をめぐっては、BBBEEといいながら、BEE株取引が結局はANCの政治家や親族の私腹を肥やす道具となっているにすぎないといった批判があるが(Southall [2007], Marais [2011: 140-144])、本章ではBEE株取引にとどまらない多様な形態での黒人の所有と経営への参入がワイン産業においてみられることを示してきた。現時点では、ワイン産業への黒人の参入は、BEE株取引よりも、共同出資スキームや銘柄ビジネスといった実際に黒人が事業に携わる形態でより多くみられる。とりわけ本章では、土地を取得する見込みが限られているなかで、黒人にとってワイン産業に参入する近道となった銘柄ビジネスに注目し、参入がしやすい一方で退出も早いという事業の持続可能性の問題を指摘した。銘柄ビジネスは輸出市場への販売促進活動などにおいて財政的な支援を得てはいるものの、スコアカ

ードを中心とする BEE 政策の直接的な受益者とはなっていない。BEE 政策をめぐるのは、黒人エリートが起業よりも大企業の社員や経営者となる方を好む傾向を助長するがゆえ、小規模企業の育成をむしろ阻んでいるとの指摘があるが (Gelb [2010: 51-57])、大企業の株式所有にとどまらない形での経済活動への黒人の参入・進出とエンパワーメントを実現するためには、小規模企業の育成を支援するような方向性へと BEE 政策は変わる必要がある。

ワイン産業の事例が南アフリカにおける BEE の実現に与えるもう一つの含意は、BEE 政策の実施をどこまで産業の自主性に委ねるべきかにかかわっている。本章では、ワイン業界の 4 主体 (ぶどう生産者、醸造所、流通業者、労働者) の代表者が一堂に会して、AgriBEE 憲章に先だってワイン憲章を制定したものの、憲章の実施が不可能な状態に陥った経緯について紹介した。業界内部の権力関係が変わらない状態においては、農業省などの外部の第三者的機関が規制権限などの強制力を行使しないかぎり BEE は実現しないのであり、その意味では政府による政策的介入が不可欠であることを示している。しかしながらそこには、鉱業部門のように BEE が政治的パトロネージの手段として用いられる危険性が存在していることも忘れてはならない。

[注] _____

- (1) 本章では BEE 政策の定義に基づき、アパルトヘイト時代の人種区分で「白人」以外に分類された「アフリカ人」、「カラード」、「アジア (インド) 系」の 3 集団を指す用語として「黒人」を用いる。
- (2) ただし、自由化後の変化、とりわけ国際競争の激化が農場労働者の労働環境に影響を及ぼし、民主化後に導入された農場労働者の労働環境改善政策と相乗効果をもって、農場労働者が一部のコアな正規労働者と大多数の季節労働者へと分解していったことを明らかにした研究はある (Ewert and du Toit [2005])。
- (3) 1860年にイギリスがフランスと貿易協定を締結するまで、18世紀後半から19世紀前半においてワインはケープ植民地からイギリスへの重要な輸出品であった。
- (4) ワイン産業開発協会 (Wine Industry Development Association: WIDA) BEE 事業責任者インタビュー、2010年9月17日、於パール。
- (5) 1997年には南アフリカで生産されるワインの85%が白ワインであったが、その割合は79% (2000年)、61% (2005年) へと減少した。2011年には65%まで白ワインの割合が回復している (SAWIS [2012: 14; 2005: 14])。
- (6) ワイン商人は醸造所からパッケージ詰めされていない状態のワイン (バルクワイン)

- を購入し、ブレンド、熟成、瓶詰めして自銘柄のワインを販売する業者であり、醸造施設をもつ場合ともない場合がある。
- (7) 瓶や箱に詰められて棚に陳列できる状態になっているワイン。2003年には南アフリカから輸出されるワインの7割がパッケージ詰めされたワインだった (SAWIS [2005: 25])。
 - (8) ちなみに第2位のソルガムビールも24.2% (2000年) から16.6% (2010年) へと同期間に大きく市場占有率を減らしている。
 - (9) 余剰ぶどうの独占的な使用は、KWVによる8億ランドに及ぶ資産形成に貢献したとされる (Vink et al. [2004: 238-239])。
 - (10) BUSCOの役務は産業全体の発展のための調査研究であり、南アフリカ産ワインの輸出促進活動を担う「南アフリカのワイン」(Wines of South Africa: WOSA)、生産醸造技術やサプライチェーンに関する調査研究を行う「ワイン産業専門知識と技術のネットワーク」(Wine Industry Network of Expertise and Technology: Winetech)、ワイン産業に関する統計情報の収集と提供を行う「南アフリカ・ワイン産業情報システム」(South African Wine Industry Information and System: SAWIS)、ぶどう生産者の代表組織であり生産者への改良普及サービスを提供する「ヴィンプロ」(VinPro)などに資金援助を行った (SAWIT [2010a: 8])。
 - (11) 農場労働者向けの社会開発事業を行っている「農村開発ネットワーク」(Rural Development Network: RUDNET)、「ドップ・ストップ」(Dopstop)、「法律農村研究センター」(Centre for Legal Rural Studies)、女性農場労働者の権利向上と開発事業を支援する「ウィメン・オン・ファーム・プロジェクト」(Women on Farms Project: WFP)、胎児アルコール症候群の発生予防のための活動をしている「胎児アルコール症候群に関する事実」(Foetal Alcohol Syndrome Facts: FASFacts)、フェアトレード活動を促進している「ワイン産業倫理的取引協会」(Wine Industry Ethical Trade Association: WIETA)などがSAWITから資金援助をうけた (SAWIT [2010a: 13])。
 - (12) SAWICには諮問フォーラムが新たに設立されて、フォーラムにはヴィンプロ (ぶどう生産者団体)、南アフリカのワイン醸造所 (Wine Cellars of South Africa: 醸造所団体)、SAWITの3団体に加えて、黒人ワイン蒸留酒産業協会 (Black Association of Wine and Spirits Industry: BAWSI)、全国アフリカ人農民組合西ケープ支部 (National African Farmers Union-Western Cape: NAFU-Western Cape)、農村開発ネットワーク (RUDNET) などの黒人農民、企業家、農場労働者の代表組織や支援組織も参加した。
 - (13) 各項目は等しく扱われ、1項目当たり25ポイントで計算される。
 - (14) 同様の基準により、商業農業部門の農家・農業経営体の93%以上がAgriBEEの遵守を免除されることになっている (Statistics South Africa [2010: 87])。
 - (15) SAWIT元職員インタビュー、2011年9月28日、於サマーセットウェスト。
 - (16) ワイン業界は、ワイン憲章を再建するのか、それとも産業独自の憲章は放棄してAgriBEE憲章に準拠するのか決めるように農業省傘下のAgriBEE評議会から求められている (2011年9月27~28日に南アフリカのサマーセットウェストで行われた「2011年SAWIT会議：憲章とスコアカードを超えて」と題するSAWIT主催会議の場での複数のAgriBEE評議会員への筆者自身の聞き取りによる)。

- (17) DAFF・BBBEE 憲章コンプライアンス部長インタビュー, 2011年9月20日, 於プレトリア。
- (18) ヴィンプロ BEE 助言部門責任者インタビュー, 2011年9月26日, 於パール。
- (19) 2009年の南アフリカ企業売上高上位100に入っているワイン醸造企業はディステル・グループのみである (SAIRR [2010: 344-346])。
- (20) KVV 社の BEE 株取引については Williams [2005] が, 株式購入費用の出所や株価, 黒人コンソーシアムの構成などの詳細にわたり批判的考察を行っている。また, 2011年2月, 黒人投資会社大手のホスケン (Hosken) 社が KVV 社の株式の34.8%を取得して筆頭株主となった。ホスケンは, 南部アフリカ衣料繊維労働者組合 (Southern African Clothing and Textile Workers Union: SACTWU) や全国鉱山労働者組合 (National Union of Mineworkers: NUM) の投資部門が1990年代初頭に統合してできた投資会社である (ただし NUM の投資部門はその後離脱している)。2011年6月末時点で, ホスケン, ウィズモアワン (Withmore 1) 投資会社, KVV 従業員エンパワーメント信託基金の三つの BEE 主体合計で KVV 社の株式の61.9%を所有している (KVV [2009; 2010; 2011], Hosken Consolidated Investments Limited [2011], Cargill [2010: 136-148])。黒人投資会社が筆頭株主となったことで KVV 社の経営戦略がどのように変化するのか, さらにはこれがワイン産業全体の転換にどういった影響を及ぼすのかは未知数であるが, ワイン産業における白人農場主の支配の中心となってきた KVV 社が黒人の手に渡ったことの象徴的な意義は大きい。
- (21) ANC の政治家で2012年11月現在住宅問題担当大臣であり, 大物実業家としても知られるトーキョー・セクワレ (Tokyo Sexwale) も複数のワイン農場を所有している。
- (22) タンディについては Hamman and Ewert [1999], Kruger [2008: chap. 6], SAWIT [2010b], タンディ・ワイン・ウェブサイト (<http://www.thandiwines.com/>, 2012年2月2日アクセス), タンディ・ワイン常務インタビュー, 2011年10月5日, 於エルジンをもとにしている。
- (23) タンディ・ワインの株主構成は, レバノン・コミュニティ信託基金が52%, 新たに加わった農場の所有者が14%, マネージメント契約を結んでいたザ・カンパニー・オブ・ワイン・ピープル社が34%となっており, ワインの売上げによる配当金の半分がレバノン・コミュニティ信託基金に還元されるようになっている。
- (24) トコザニについては SAWIT [2010b], トコザニ・ウェブサイト (<http://www.thokozani.co.za/>, 2012年2月12日アクセス), トコザニ事業責任者インタビュー, 2011年10月5日, 於ウェリントンをもとにしている。なお, トコザニ事業を始めるにあたり, ディマーズフォンテイン近郊の土地を購入するために土地省に対して土地改革補助金を申請したものの, 資金不足のために申請は却下されたとのことである。
- (25) ソームズ・デルタについてはソームズ・デルタ・ウェブサイト (<http://www.solmsdelta.co.za/>, 2012年2月2日アクセス) およびソームズ・デルタ・ワイン・エステート最高経営責任者インタビュー, 2011年10月4日, 於フランシユークを基にしている。
- (26) 2011年10月時点でのソームズ・デルタ・エステートの労働者は140名, 住人は220名である。住人全員がエステートで雇用されているわけではなく, 労働者全員がエステート内に住んでいるわけでもない。

- (27) タンディ・ワイン常務インタビュー, 2011年10月5日, 於エルジン。
- (28) ヴィンプロ BEE 助言部門責任者インタビュー, 2011年9月26日, 於パールおよび WIDA・BEE 事業責任者インタビュー, 2010年9月17日, 於パール。
- (29) 2010年に農場が売却された後, 株主である労働者には一人当たり5000ランドの現金が支払われたという (ポーランド元総務兼財務責任者インタビュー, 2011年9月28日, 於サマーセットウェスト)。
- (30) ムフディについては SAWIT [2010b], ムフディ・ウェブサイト (<http://www.mhudi.com/>, 2012年2月3日アクセス), ムフディ・ワイン最高経営責任者インタビュー, 2011年9月26日, 於ステレンボッシュをもとにしている。
- (31) このリストは WIDA の BEE 事業責任者であるピーターソン (Henry Peterson) 氏が作成したものである。筆者は2010年9月に同氏から入手した。ただし, このリストはワイン産業の BEE ワイナリーすべてを網羅したものではないとのことである。
- (32) リンディウエ・ワイン創業者は西ケープ州で農場労働者の権利向上のために活動している黒人ワイン蒸留酒産業協会 (BAWSI) 代表のピーターズ (Nosey Pieterse) 氏であり, 同氏は銘柄ビジネスという醸造設備をもたない「仮想ワイン企業」設立は彼自身の発案によるものであると主張している。BAWSI はワイン産業で活動する市民社会組織のなかでも急進派として知られ, 代表のピーターズ氏は, 一時期, 地方政府議員を務めるなど, 政治活動も積極的に行っている (BAWSI 代表インタビュー, 2011年9月30日, 於パール)。
- (33) 元リンディウエ・ワイン販売部門責任者 (現リビーズ・プライド・ワイン代表) インタビュー, 2011年10月3日, 於ステレンボッシュ。
- (34) セスフィキレ・ワイン代表インタビュー, 2011年9月29日, 於ググレットウ。
- (35) セスフィキレ・ワイン代表インタビュー, 2011年9月29日, 於ググレットウ。
- (36) セブン・シスターズ・ウェブサイト (<http://www.sevensisters.co.za/wmenu.php>, 2012年2月10日アクセス)。
- (37) ウィメン・イン・ワイン最高経営責任者インタビュー, 2011年9月27日, 於サマーセットウェスト。
- (38) セスフィキレ・ワイン代表インタビュー, 2011年9月29日, 於ググレットウ。
- (39) レモゴ・ワイン事務責任者および販売部門責任者インタビュー, 2011年10月3日, 於カヤムナンディ。
- (40) ムズリ不動産代表インタビュー, 2011年10月6日, 於ググレットウおよびル・リック・マル・ワイン副代表インタビュー, 2011年9月29日, 於ブラッケンフォンティン。
- (41) ハワード・ブーイセン・ワイン代表インタビュー, 2011年9月29日, 於ステレンボッシュ。
- (42) リビーズ・プライド・ワイン代表インタビュー, 2011年10月3日, 於ステレンボッシュ。
- (43) リビーズ・プライド・ワインのピーターセン (Libby Pietersen) 氏は国内の小売り業者からワイン銘柄名はアフリカ言語にしないように助言を受けたという。
- (44) 黒人ワイン消費市場の開拓のために2005年から毎年9月にソウェトで開催されているイベント。

- (45) モララ・ワインストア責任者インタビュー，2011年9月22日，於ソウェト。
- (46) BEE 企業・事業支援予算をもつ WOSA（南アフリカ産ワインの輸出振興団体）や WESGRO（西ケープ州の官民共同出資組織）が国際的な見本市参加の際の旅費支援を行っている。
- (47) 同様の点は WIDA の BEE 事業責任者も指摘している。
- (48) 2011年9月末～10月初頭にかけて筆者が西ケープ州のワイン産地において実施した複数の共同出資スキーム事業担当者および銘柄ビジネスの企業家へのインタビューによる。
- (49) リビズ・プライド・ワインのピーターセン氏が筆者に語った「(自分の農場がないために) 海外の買付業者と喫茶店で商談をするのももううんざり」という言葉が銘柄ビジネスの抱える困難を象徴的に表しているだろう。
- (50) 本章で言及した銘柄ビジネスのなかでは，実際にアフリカン・ルーツ・ワインが最近になってステレンボッシュにぶどう栽培農場を取得した。2011年9月末～10月初頭の筆者の調査時点では建物を建設中とのことで農場を訪問することができなかったため，農場取得に関する詳細は不明である。
- (51) 大手スーパーマーケット・チェーンが非常に発達している南アフリカにおいては，個人商店やレストランなどのニッチ市場への販路拡大こそが，農産物加工産業の中小零細企業にとっての生き残りの道であるとする議論については Mather [2005] を参照。
- (52) ケープタウンの黒人ワイン消費市場拡大のため，ムゾリス・ワイン代表のングツァウゼレ氏は2011年にググレットウ・ワイン・フェスティバルを開催した。フェスティバルには40ワイナリーが参加し，2日間で1万人が訪れた。同フェスティバルは今後も毎年開催する予定とのことである。

〔参考文献〕

<日本語文献>

佐藤千鶴子 [2009] 『南アフリカの土地改革』 日本経済評論社。

<英語文献>

- A&T Consulting [2005] *Industry Study: The South African Liquor Industry, Final Report, June 2005*, Commissioned by Consumer and Corporate Regulation Division, Department of Trade and Industry (DTI), South Africa, and prepared by A&T Consulting and Eckart Naumann (<http://www.restaurant.org.za/downloads/SALiquorIndustryJune05.pdf>, 2012年7月4日アクセス)。
- Anderson, Kym, ed. [2004] *The World's Wine Markets: Globalization at Work*, Cheltenham: Edward Elgar.
- Anderson, Kym, David Norman and Gyn Wittwer [2001] *Globalization and the World's Wine Markets: Overview*, Discussion Paper No. 0143, Adelaide: Centre for International Econom-

- ic Studies, Adelaide University (<http://www.adelaide.edu.au/cies/papers/0143.pdf>, 2011年1月25日アクセス).
- Cargill, Jenny [2010] *Trick or Treat: Rethinking Black Economic Empowerment*, Johannesburg: Jacana.
- Centre for Development and Enterprise (CDE) [2005] *Land Reform in South Africa: A 21st Century Perspective*, CDE Research Policy in the Making No. 14, Johannesburg: CDE.
- [2007] *Can Black Economic Empowerment Drive New Growth?* CDE In Depth, Issue 4 (http://www.cde.org.za/article.php?a_id=235, 2011年8月2日アクセス).
- [2008] *Land Reform in South Africa: Getting Back on Track*, CDE Research Report No. 16 (http://www.cde.org.za/article.php?a_id=284, 2011年1月25日アクセス).
- Conningarth Economists [2009] *Macro-economic Impact of the Wine Industry on the South African Economy (also with Reference to the Impacts on the Western Cape) Final Report*, Paarl: SAWIS (http://www.sawis.co.za/info/download/Macro_study_2009.pdf, 2011年11月2日アクセス).
- De Villiers, Bertus and Marlize van den Berg [2006] *Land Reform: Trailblazers: Seven Successful Case Studies*, Johannesburg: Konrad-Adenauer-Stiftung (http://www.kas.de/wfi/doc/kas_10924-1522-2-30.pdf?070518104419, 2011年9月1日アクセス).
- Department of Agriculture (DoA) [2004] *AgriBEE: Broad-Based Black Economic Empowerment Framework for Agriculture* (<http://www.nda.agric.za/docs/agribee/agriBEE.htm>, 2010年9月30日アクセス).
- Department of Agriculture, Forestry and Fishery (DAFF) [2010] “AgriBEE Transformation Charter,” Presentation to the Public Hearings on AgriBEE, 17 September, Parliament, Cape Town (http://www.senwes.co.za/Files/main_Corporate/BEE_DepLandbou_BB_Vis.pdf, 2012年7月4日アクセス).
- [2012] *Abstract of Agricultural Statistics 2012*, Pretoria: DAFF (<http://www.nda.agric.za/docs/statsinfo/Ab2012.pdf>, 2012年10月16日アクセス).
- Derman, Bill, Edward Lahiff and Espen Sjaastad [2010] “Strategic Questions about Strategic Partners: Challenges and Pitfalls in South Africa’s New Model of Land Restitution,” in Cheryl Walker, Anna Bohlin, Ruth Hall and Thembele Kepe, eds., *Land, Memory, Reconstruction, and Justice: Perspectives on Land Claims in South Africa*, Athens: Ohio University Press, pp. 306–324.
- Distell [2010] *Annual Report 2010* (<http://www.distell.co.za/runtime/popcontentrun.aspx?pageidref=3210>, 2011年11月4日アクセス).
- Du Plessis, Cassie [2005] “Lindiwe: ‘The One We’ve been Waiting for,’” *WineLand*, June (http://www.wineland.co.za/wineland_archive/2005junelindiwe.html, 2011年8月25日アクセス).
- Du Toit, Andries, Sandra Kruger and Stefano Ponte [2008] “Deracializing Exploitation? ‘Black Economic Empowerment’ in the South African Wine Industry,” *Journal of Agrarian Change*, Vol. 8, No. 1, pp. 6–32.
- Ewert, Joachim and Andries du Toit [2005] “A Deepening Divide in the Countryside: Restructuring and Rural Livelihoods in the South African Wine Industry,” *Journal of Southern Afri-*

- can Studies*, Vol. 31, No. 2, pp. 315-332.
- Gelb, Stephen [2010] "Macroeconomic Policy and Development: From Crisis to Crisis," in Bill Freund and Harald Witts, eds., *Development Dilemmas in Post-Apartheid South Africa*, Scottsville: University of KwaZulu-Natal Press, pp. 32-61.
- Greenberg, Stephen [2006] "The Landless People's Movement and the Failure of Post-Apartheid Land Reform," in Richard Ballard, Adam Habib and Imraan Valodia, eds., *Voices of Protest: Social Movements in Post-Apartheid South Africa*, Scottsville: University of KwaZulu-Natal Press, pp. 133-153.
- Hall, Ruth, ed. [2009] *Another Countryside? Policy Options for Land and Agrarian Reform in South Africa*, Bellville: Institute for Poverty, Land and Agrarian Studies (PLAAS) (<http://www.plaas.org.za/sites/default/files/publications-landpdf/another%20countryside.pdf>, 2012年7月4日アクセス).
- Hamman, Johann and Joachim Ewert [1999] "A Historical Irony in the Making? State, Private Sector and Land Reform in the South African Wine Industry," *Development Southern Africa*, Vol. 16, No. 3, pp. 447-454.
- Hosken Consolidated Investments Limited [2011] *Integrated Annual Report 2011* (<http://www.hci.co.za/>, 2011年11月4日アクセス).
- James, Deborah [2007] *Gaining Ground? 'Rights' and 'Property' in South African Land Reform*, Johannesburg: Wits University Press.
- Kench, John, Phyllis Hands and David Hughes [1983] *The Complete Book of South African Wine*, Cape Town: C. Struik Publishers.
- Kleinbooi, Karin [2009] "The Private Sector and Land Reform," in Ruth Hall, ed., *Another Countryside? Policy Options for Land and Agrarian Reform in South Africa*, Bellville: PLAAS, pp. 192-205 (<http://www.plaas.org.za/sites/default/files/publications-landpdf/another%20countryside.pdf>, 2012年7月4日アクセス).
- Kruger, Sandra [2008] "A Case Study of Fairtrade Labelling and Worker Empowerment on Two Wine and Fruit Farms in the Western Cape," M.Phil Thesis, PLAAS, University of the Western Cape (http://etd.uwc.ac.za/userfiles/modules/etd/docs/etd_gen8Srv25Nme4_9605_1256823838.pdf, 2011年12月2日アクセス).
- KWV [various years] *Annual Report* (<http://www.kwv.co.za/investors>, 2011年11月2日アクセス).
- Lipton, Merle [1986] *Capitalism and Apartheid: South Africa, 1910-1986*, Cape Town: David Philip.
- Marais, Hein [2011] *South Africa Pushed to the Limit: The Political Economy of Change*, London and New York: Zed Books.
- Mather, Charles [2005] "The Growth Challenges of Small and Medium Enterprises (SMEs) in South Africa's Food Processing Complex," *Development Southern Africa*, Vol. 22, No. 5, pp. 607-622.
- Mather, Charles and Stephen Greenberg [2003] "Market Liberalisation in Post-Apartheid South Africa: The Restructuring of Citrus Exports after 'Deregulation'," *Journal of Southern African Studies*, Vol. 29, No. 2, pp. 393-412.

- Mayson, David [2003] *Joint Ventures*, PLAAS Evaluating Land and Agrarian Reform in South Africa: Occasional Paper Series No. 7, Bellville: PLAAS.
- McEwan, Cheryl and David Bek [2009] "Placing Ethical Trade in Context: WIETA and the South African Wine Industry," *Third World Quarterly*, Vol. 30, No.4, pp. 723-742.
- Nash, Mary-Louise [2010] "Garage Winemaking in South Africa: Less is More," Dissertation Submitted in Partial Requirement for the Diploma of Cape Wine Master, Cape Wine Academy (http://www.capewineacademy.co.za/dissertations/cape_wine_masters_garage_winemaking_in_south_africa_less_is_more.pdf, 2011年8月2日アクセス).
- Nieuwoudt, Lieb and Jan Groenewald, eds. [2003] *The Challenge of Change: Agriculture, Land and the South African Economy*, Pietermaritzburg: University of Natal Press.
- Ponte, Stefano and Joachim Ewert [2007] *South African Wine: An Industry in Ferment*, Tralac Working Paper No. 8 (http://www.tralac.org/wp-content/blogs.dir/12/files/2011/uploads/20071016_WP08PonteSAWineIndustryinFerment.pdf, 2011年1月20日アクセス).
- Ponte, Stefano and Lance van Sittert [2007] "The Chimera of Redistribution in Post-Apartheid South Africa: 'Black Economic Empowerment' (BEE) in Industrial Fisheries," *African Affairs*, Vol. 106, No. 424, pp. 437-462.
- Ponte, Stefano, Simon Roberts and Lance van Sittert [2007] "'Black Economic Empowerment', Business and the State in South Africa," *Development and Change*, Vol. 38, No. 5, pp. 933-955.
- Sandrey, Ron and Nick Vink [2008] *Case Study 4: Deregulation, Trade Reform and Innovation in the South African Agriculture Sector*, OECD Trade Policy Working Paper No. 76 (<http://www.oecd.org/dataoecd/19/39/41091441.pdf>, 2011年11月2日アクセス).
- South African Institute of Race Relations (SAIRR) [2010] *South Africa Survey 2009/10*, Johannesburg: SAIRR.
- South African Wine Industry Council (SAWIC) [2007] *The Wine Industry Transformation Charter*, Stellenbosch: SAWIC (<http://www.sawit.co.za/images/The%20Wine%20Industry%20Transformation%20Charter.pdf>, 2012年7月4日アクセス).
- South African Wine Industry System (SAWIS) [various years] *South Africa Wine Industry Statistics*, Paarl: SAWIS (<http://www.sawis.co.za>, 2012年9月18日アクセス).
- South African Wine Industry Trust (SAWIT) [2010a] *Executive Report: Independent Performance Evaluation of the South African Wine Industry Trust 1999-2009*, Stellenbosch: SAWIT.
- [2010b] *Full Report: Independent Performance Evaluation of the South African Wine Industry Trust 1999-2009*, Stellenbosch: SAWIT.
- Southall, Roger [2007] "The ANC, Black Economic Empowerment and State-Owned Enterprises: A Recycling of History?," in Sakhela Buhlungu, John Daniel, Roger Southall and Jessica Lutchman, eds., *State of the Nation: South Africa 2007*, Cape Town: HSRC Press, pp. 201-225 (<http://www.hsrcpress.ac.za/product.php?productid=2183>, 2012年7月4日アクセス).
- Statistics South Africa [2010] *Census of Commercial Agriculture 2007: Financial and Production Statistics*, Report No. 11-02-01 (2007), Pretoria: Statistics South Africa (<http://www>

- statssa.gov.za/publications/Report-11-02-01/Report-11-02-012007.pdf, 2010年9月1日アクセス).
- Van der Merwe, Romi [2000] *A Magic Blend: Stellenbosch Farmers Winery (SFW) 1925-2000*, Stellenbosch: SFW.
- Viall, Jeanne, Wilmot James and Jakes Gerwel [2011] *Grapes: Stories of the Vineyards in South Africa*, Cape Town: Tafelberg.
- Vink, Nick, Gavin Williams and Johann Kirsten [2004] "South Africa," in Kym Anderson, ed., *The World's Wine Markets: Globalization at Work*, Cheltenham: Edward Elgar, pp. 227-251.
- VinPro and Nedcor Foundation [2004] *Land Reform in the Wine Industry: The Wine Producer Programme* (<http://www.sawit.co.za/images/Land%20Reform%20in%20Wine%20Industry.%20Wine%20Producer%20Program.VinPro-Nedcor%20Foundation.NVink.Oct%202004.pdf>, 2012年7月4日アクセス).
- Williams, Gavin [2005] "Black Economic Empowerment in the South African Wine Industry," *Journal of Agrarian Change*, Vol. 5, No. 4, pp. 476-504.
- Williams, Gavin, Joachim Ewert, Johann Hamann and Nick Vink [1998] "Liberalizing Markets and Reforming Land in South Africa," *Journal of Contemporary African Studies*, Vol. 16, No. 1, pp. 65-94.
- WineLand Publications [2010] *South African Wine Industry Directory 2010/11*, Paarl: WineLand Publications.
- Wines of South Africa (WOSA) [2009] *Ithemba: 15 Years of Democracy, 350 Years of Winemaking*, Stellenbosch: WOSA.